

第2回防災基本計画専門調査会資料

1 現在重点的に推進している防災施策

- i) 平成14年度予算関連事項
 - 装備資機材の整備・充実(ヘリコプター、同位置情報表示システム)
- ii) 予算非関連事項又は関連の薄い事項
 - ① 情報収集・連絡体制の充実
 - ② 広域緊急援助隊等の充実
 - ③ 関係機関との連携

2 今後、更に重点的に推進することを考えている防災施策

- ① 各種災害警備計画・マニュアル等の改訂
- ② 広域派遣等都道府県警察間の更なる連携強化

3 その他、本専門調査会に期待すること

- ① 原子力艦の原子力災害に係る具体的な被害想定及びその対応策に関する技術的な事項の調査研究
- ② その他、新たに規定する事項についての具体的な対応策等技術的な事項の調査研究

4 委員からの指摘事項に対する説明、回答

(1) 災害対策における権利制限の突効性の確保

- (避難指示等)
 - 市町村長により災害対策基本法第60条又は同63条による制限がなされた場合、警察では、当該制限を支援するため警戒措置等を実施するが、特に同63条に基づく警戒区域の設定は、罰則で担保されることとなり警戒の突効性も高い。
 - 警察では、災害対策基本法に基づく活動を前提とするが、必要に応じて、警察官職務執行法等に基づく警告・制止等を実施し、生命・身体の安全を図ることとなる。
- (緊急交通路)
 - 災害対策基本法第76条～同76条の4に規定する交通規制の場合、警察官は必要な措置を命じ、一定の要件下で、警察官自らが当該措置をとることができるほか、やむを得ない限度で車両等を破損することができる。

(6) 各省庁等による調査研究結果と防災対策との連携

気象庁や原子力安全委員会等における調査研究結果について、都道府県警察本部に連絡し警察の災害警備活動等に活用

(7) 事故災害対策の対応強化

- ① 事故災害の未然防止に係る取り組み
(危険物等に係る安全規制、危険物積載車両等の規制等)
- ② 事故災害発生時における現場対応能力の強化
(装備資機材等の整備、化学物質事故災害データベースの整備等)

5 主要な防災施策の概要

- 平素の措置
災害警備計画等の策定、災害警備に資する装備資機材の整備充実、災害警備技術向上のための教養・訓練、国民の防災意識高揚のための広報や防災訓練等
- 災害警備実施活動
災害情報の収集と伝達、津波警報等の伝達、避難の指示・誘導、警戒区域の設定、救出救助、行方不明者の捜索、死者の身元確認、緊急交通路の確保、犯罪の予防、広報活動等

6 阪神・淡路大震災以降重点をおいて実施してきた防災施策、その成果

- ① 災害対策への取組み体制の強化
(管区警察局災害対策官の新設、都道府県警察の体制強化等)
- ② 災害初期における情報の収集伝達体制の整備
(情報収集・連絡体制の確立、通信体制の充実強化等)
- ③ 緊急援助体制の確立
(都道府県の枠を越えて活動する広域緊急援助隊の設置等)
- ④ 緊急交通路の確保
(災害対策基本法の一部改正、広域交通管制体制の整備等)
- ⑤ その他
(関係機関との連携強化、各種装備資機材・代替施設の整備等)